

2008くらしのサポーター通信No.34

2009.3発行

ハイライト:

□今月のテーマ : 2008くらしのサポーター活動報告

□お知らせ : 「長期使用製品安全点検制度」がスタート

□交流コーナー : コラム 千万～せんばん・せんまん・せん まん～

2008くらしのサポーター活動報告

3月現在183名の2008くらしのサポーターの活動の一部をご紹介します。4月から始まる2009くらしのサポーター活動の参考にしてください。

また、これらの活動については、今後、ホームページ等でも紹介してまいります。

1 伝えるサポーター

●消費者情報センターからの情報を、家族や周りの消費者に伝えた

(家族に)

- ・ 架空請求には決して相手にせず、不安なことがあれば消費者情報センターに相談するように伝えた。
- ・ 家庭教師の契約には、子どもの意見も聞いて慎重に対応するように伝えた。
- ・ 毎月郵送されるサポーター通信等の内容を伝えた。
- ・ 振り込め詐欺のことを知っているのになぜ引っかかるのか家族で話し合った。
- ・ 身分証明書紛失後の対処方法について伝えた。
- ・ クレジットカードを使う際の注意点を伝えた。

(友人に)

- ・ 「くらしの豆知識」を配布し、消費者トラブルに注意するように伝えた。
- ・ 店で物を買った場合は、クーリング・オフの対象外であることを教えた。
- ・ しつこい電話勧誘には、毅然とした態度で断るよう伝えた。
- ・ 定額給付金の給付を装った振り込め詐欺に気を付けるように伝えた。

(地域で)

- ・ 「屋根瓦がずれている」と言ってくる住宅リフォームの勧誘に注意するように伝えた。
- ・ クーリング・オフの具体的な方法について教えた。
- ・ 医療費の還付についての不審な電話があれば気を付けるように伝えた。
- ・ 浄化槽の法定検査や成年後見制度の内容について、地域の消費者協会で話し合った。

(高齢者に)

- ・ 振り込め詐欺の実例を紹介し、撃退方法を話し合った。
- ・ 視力検査のあとでメガネを勧める商法がはやっているので気を付けるように話した。
- ・ ひとり暮らしの人に「訪問販売お断り！」のシールを配った。

(青少年に)

- ・ 親類宅へ行った際、甥や姪にメールマガジンの情報を話して聞かせた。
- ・ 息子の友達に、架空請求のメールに対しては無視をするように教えた。
- ・ 大学入学前の若者にひとり暮らしの注意点を教えた。

2 学ぶサポーター

●くらしのサポーター研修を受講した

・ 県央 11/28 : 30名 ・ 県西 1/30 : 6名 ・ 県南 2/5 : 18名

- 身の回りの消費者の相談やニーズを消費者情報センターにつないだ
 - ・健康食品を購入したが高価なので解約したいという友人に、センターを紹介した。
 - ・名義貸しについての相談を受け、センターを紹介した。
 - ・生活保護費受給者から債務返済の相談を受け、センターを紹介した。
 - ・SF商法で会場へ行こうとする人を呼び止め、センターを紹介した。
 - ・ハガキによる架空請求の相談を受け、センターを紹介した。
 - ・エステティック・サロンとの契約解除についての相談を受け、センターを紹介した。
 - ・ケーブルテレビの契約者の名義変更時の手数料に関する相談を受け、センターを紹介した。

- 消費生活等に関する学習や交流に参加した
 - ・消費者まつり、消費者大学校公開講座など
 - ・くらしのセミナー、消費生活有識者会議など
 - ・とくしま環境ボランティア交流会、食品表示ウォッチャー研修会など

3 活動するサポーター

- 簡易な相談に助言した（クーリング・オフ、架空請求など）
 - ・高齢の知人から、SF商法の手口を聞かれ、安易に会場に行かないようにと助言した。
 - ・架空請求のハガキが届いた友人に相手をしないよう助言した。
 - ・テレビショッピングやインターネットショッピングの申込みは慎重にするように助言した。
 - ・訪問販売で布団を買った知人から解約したいと相談を受け、クーリング・オフのお手伝いをした。
 - ・成年後見制度について相談されたので助言した。
 - ・オレオレ詐欺の電話を受けた友人に相手にしないようにアドバイスした。
 - ・海外宝くじの購入について相談を受け、違法なので相手にしてはいけないと助言した。
 - ・サラ金からの借金が返せない知人に、弁護士に相談するよう助言した。
 - ・物干し竿の移動販売について契約時に注意する点をアドバイスした。
 - ・注文していないオモチャが子ども名義で送られてきたという相談に、受け取りを拒否するように助言した。

- 消費者としての意見を述べた（モニター、パブリックコメント、シンポジウムなど）
 - ・県の審議会に参加
 - ・国の各種省庁の行政モニターの委嘱、回答
 - ・新聞等のマスコミへの投稿
 - ・食品表示ウォッチャー
 - ・レジ袋削減の取組についてアンケート協力

- 学習グループ活動をした（寸劇、自主研究の発表など）
 - ・「消費者まつり」での寸劇、環境問題を取り入れた創作ダンスに参加した。
 - ・くらしの悩みについて話し合い、どこに相談すればいいかを一覧表にして、配布した。
 - ・「3R推進共同事業」並びに「マイバッグでお買い物推進事業」意見交換会に出席した。

4 教えるサポーター

- 講座の講師をした
 - ・「悪質な訪問販売にだまされない」
 - ・「様々な詐欺の手口」
 - ・「オレオレ詐欺とは」
 - ・「レジ袋削減に向けての取組」
 - ・「食の安全施策」
 - ・「社会人としての危機管理」
 - ・「最近の消費者トラブルの現状」
 - ・「振り込め詐欺と悪質商法」
 - ・「だまされないために」
 - ・「消費者活動最近の事情」

．．．．．感想や意見．．．．．

1 くらしのサポーター活動について

- ・悪質商法の被害が日常的になっている昨今、できるだけ多くの情報を入手して、できるだけ多くの人に情報を伝えていきたいと思っている。
- ・食の安全、安心についての消費者を取り巻く状況の変化や取組等が社会的にも注目を浴びている。さらに不況の波もあり、消費生活は大きな変革を迎えていると思う。このようななか、正しい知識と情報でくらしのサポーター活動を地域に根ざしていきたい。
- ・友人や知人との普段のおしゃべりの中で伝えることが効果が高いと思った。

- ・もっと多くのくらしのサポーターが必要だと思う。
- ・個人ごとのサポーター活動だけではなく、地域のサポーターのネットワークを構築して地域の各種団体と協働で活動ができれば、より活動効果が高まると考えている。
- ・消費者に伝えることにより、自分の勉強にもなった。

2 消費者行政について

- ・消費者は自立しなくてはいけない。行政はそのためのサポートをしっかりと行っていくべきだ。
- ・消費者庁を早く創設してほしい。
- ・インターネットが使えない高齢者にいかに早く情報を伝えるか考えてもらいたい。
- ・振り込め詐欺への対策を強化してもらいたい。
- ・悪質商法に対する取締りはもちろん重要だが、同時に消費者が被害に遭わないためのシステムづくりも必要ではないか。
- ・くらしのサポーターの資質を高めるような研修をもっと行ってほしい。
- ・消費者問題のチラシやパンフレットをもっと充実してほしい。

くらしのサポーターの皆さんへ

消費者問題に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、サポーター通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

「長期使用製品安全点検制度」がスタート

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。製品の事故を防ぎ、長く安全に使うために、このたび消費生活用製品安全法を改正し、「長期使用製品安全点検制度」が創設されました（平成21年4月1日から施行）。この制度では、メーカーに所有者登録をすることで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

対象となる製品（特定保守製品）は次のとおりです。これらの製品を購入した場合は、メーカーに所有者登録をすることを忘れないでください。

<電気>

- ・ビルトイン式電気食器洗機 ・浴室用電気乾燥機

<石油>

- ・石油給湯機 ・石油ふろがま・FF式石油温風暖房機

<ガス>

- ・屋内式ガス瞬間湯沸器 ・屋内式ガスふろがま

くらしのコラム

千万～せんばん・せんまん・せん まん～

県庁の所在地の万代町の万代は、「ばんだい」「まんだい」「よろずよ」が辞書には記載されており、意味も違わない。

ところで、千万となると読み方で微妙に意味が異なってくる。「せんばん」と読めば「いろいろ」とか「多い」のような意味であり、多くは語尾につけ笑止千万、無礼千万、卑怯千万と使われる。「せんまん」と読めば、一千万を略しての千万であり、万の千倍だ。千万円（一千

万円)を「せんばんえん」とは言わない。また、一呼吸おいて「せん まん」と読めば千の位と万の位を意味する。

戦後の漢字の一番少ない時代に学校教育を受けて、読めなく書けなく日々苦勞している。総理にも漢字検定にも無縁で生きている。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

平成20年度は、消費者トラブルとしては振り込め詐欺が取り沙汰されることが多かったように思います。また、近頃では他

の地方ですが定額給付金の給付を装った詐欺事件が発生しています。本県でもいつ発生してもおかしくありません。これから引き続き注意しなければいけません。サポーターの皆様も周りで不審なことをキャッチしたらすぐに消費者情報センターまで御連絡ください。

あと、2009年度もどうか引き続きくらしのサポーターとして活動してくださいませよう心からお願い申し上げます。